

川崎町議会定例会会議録

令和5年12月6日（第2号）

○出席議員（13名）

1番	今田勝春君	2番	佐藤清隆君
3番	遠藤雅信君	4番	佐藤昭光君
5番	高橋義則君	6番	沼田長一君
7番	大沼大名君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	佐藤邦弘君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
病院事務長	高山裕史君	教育長	相原稔彦君
学務課長	佐藤健君	生涯学習課長	小原邦明君
幼児教育課長	渡邊輝昭君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 文典 君 書 記 佐藤 由弥歌 君
書 記 佐藤 明尚 君

○議事日程

令和5年川崎町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

令和5年12月6日（水曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 追跡質問

日程第3. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 佐藤 清隆 君

3番 遠藤雅信君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は挙手願います。

【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、4番佐藤昭光君。

【4番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、国保川崎病院の現状について質問願います。

○4番（佐藤昭光君） 4番佐藤昭光でございます。許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、国保川崎病院の現状についてであります。

国保川崎病院が、令和4年度決算で黒字となりました。そこから今後の改善点についてお伺いします。

第1点、病院の令和4年度収支決算によると、多額の繰入れを受けた上で、3,633万円の黒字となっています。その理由をお伺いします。

第2点、令和5年度の繰入れの見込額をお伺いします。

第3点、繰入れを受けた場合と受けていなかった場合、これまでの各累積赤字の総額をお伺いします。

第4点、当初予算での繰入れを今後も続けていく考えなのか、お伺いします。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 「国保川崎病院の現状」について、4番佐藤昭光議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の病院の令和4年度収支決算書によると、多額の繰入れを受けた上で、3,633万円余りの黒字となっているが、その理由はについてですが、議員ご指摘のとおり、令和4年度川崎町病院事業の決算における純利益は3,633万円の黒字となっております。

増収となった理由につきましては、入院及び外来の患者数が前年比で増加したことにより、医業収益で3,100万円ほど収入が増加したことに加え、新型コロナウイルス患者用の病床を確保したことによる県補助金の交付によって、3,200万円ほどの収入が増加したことが大きな理由であります。

次に、2点目の令和5年度の繰入れの見込額はどの質問でございますが、当初予算第9条に、他会計からの負担金、補助金及び出資金の額について定めており、一般会計からの負担金が2億9,612万円、出資金が5,388万円の合わせて3億5,000万円となっております。

現状で、補正などの予定はございませんが、いずれにしても、川崎病院が安定的に医療を提供できるよう支援していく必要があると思っております。

次に、3点目の繰入れを受けた場合と受けない場合では、これまでの各累計赤字の総額はについてですが、令和4年度川崎病院事業決算による赤字の累計額は約12億9,000万円であります。一方、他会計繰入金等については、昭和58年度決算以降の記録しかありませんので、それ以降の他会計負担金並びに他会計出資金に加え、一時期、特別利益として繰入れした金額を合わせますと、合計約74億8,000万円となります。これに、先ほどの赤字累計額を加えますと87億7,000万円となります。

次に、4点目の「当初予算での繰入れを今後も続けていく考えかについてですが、公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものであります。地方公営企業法においては、その性質上、病院の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、病院の性質上、効率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、国が示す基準に基づき、一般会計において負担するものとされております。

また、まちづくり懇談会においても、町民の皆様にも病院の経営状況などをご理解いただくた

め、ご説明をさせていただきましたが、ある町民の方々からは、とにかく病院が存続できるよう医師を確保して、町としては支援してほしいとのご意見もございました。もちろん収益と負担のバランスや、医療サービスへの満足度なども大事にはなりますが、病院の安定経営のためには、どうしても町からの支援は必要であると考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 白石の公立刈田総合病院、今年、公設民営化ということでスタートしました。7か月で上半期の医業収益が、民営化前の前年同期より20%弱増えて、一応順調に船出したようであります。

一方で、待遇面への不満から、看護師が春に20人退職したりして、人手不足で苦勞しているということでございます。全体としては良い方向に向かっているのかなと思いますが、まだ暗中模索なのかなという感想を持ちました。

川崎病院も、経営強化のため民営化したらどうだろうという意見は、以前から聞かれました。この刈田総合病院の現状を見て、民営化についてどんな考えを持っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私としては、今のところ民営化を考えたことはございません。現在新聞で、隣の蔵王病院のことなども出ておりますが、蔵王病院36床、川崎病院より病床は少ないんですけれども、よく基準にされるのは、病床使用率、蔵王病院は4割位ぐらいだということをお伺っております。

一方、川崎病院、外来などは減っていたりはしておりますが、入院については戻ってきており、病床の使用率については、コロナ前は84%、昨年度は81%、今年度も86%ほど盛り返しております。いろいろ施設や中核病院との連携なども進んでおり、一生懸命やっているようなので、確かに佐藤議員おっしゃるように、結構な金額を一般会計から繰入れをしておりますが、地域の病院として役割を果たしておると思っておりますので、私としては、今そういったことは考えておりません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 地方自治体病院はほとんどだと思えますけれども、巨額の繰入れがないと赤字、これは間違いなく必至であります。そうした病院経営、それでいいんだというわけにはいきませんので、そうした体質改善するために、検討委員会のようなものを設けて再検討してみる、考えてみると、今後どうしたらいいかということを考えてみるということの考えはござい

ますか、それをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 確かに佐藤議員おっしゃるように、これでいいのかというところはあるのかもしれませんが、やはり自治体病院、全国に1,000ぐらいあって、大体が昭和30年代に設置を許可されております。川崎病院も昭和33年4月に設置が許可されました。やっぱり地域にとって医療が必要なんだというところで、そういった病院が60年ほど前に各地に1,000ぐらいできたわけでございます。

そういった検討委員会というようなものはなくても、やはり例えば今までみたいにある組織の中で病院に対して意見を申し上げたり、また前の院長は地区懇談会にも出ていただきましたが、病院の院長や副院長さんと、我々町や議会と一緒に意見交換をするような場は必要だとは思っております。

○議長（眞壁範幸君） 次に、「再生可能エネルギー対策」について質問願います。

○4番（佐藤昭光君） 再生可能エネルギー対策についてお伺いします。

宮城県が再生エネルギー対策として、来年4月から再生可能エネルギー地域共生促進税条例というのを施行します。それに向けて今準備中ということでございます。新税であります。それについての当町の対応方針について伺います。

1点、当町では、令和4年の関西電力による風力発電計画が住民の反発を受け撤退しています。この反省から、町は今年4月に条例を改正して、事業者による事前の住民説明会を義務化し、設置の禁止区域を指定するなど厳格化しております。県の新しい条例と町の条例、これはマッチしているのか、お伺いします。

第2点、風力発電の設置のような場合、条例の有無にかかわらず、住民説明会や設置場所の話合いは必須でありますので、関西電力の場合に、町と事前の緻密な話合いがあったと思われま。それはどんな内容だったのか、お伺いします。

第3点、町の改正条例は、その後に生かされていますか。また、今後どのように生かしていく考えなのか、お伺いします。

第4点、県の新税は税徴収が主眼ではないと。目的は、乱開発を避け、地域の理解を得て、非課税の促進地域に適地誘導するのが目的であります。関西電力の場合も、風力の設置ルートを変更すればいいんじゃないかという意見も町民の間から結構聞かれました。風力発電における町内の適地はあるのかなどについて考えをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 「再生エネルギー対策」について、1点目、県の再エネ課税条例と川崎町の環境と再エネ事業との調和に関する条例はマッチしているのかとの質問でございますが、結論から申し上げますとマッチしています。昭光議員が4点目のご質問でおっしゃっているとおり、県の再エネ課税条例の目的は、税の徴収に主眼を置いたものではなく、乱開発を避け、地域の理解を得て適地に誘導することを目的としています。

令和5年4月1日より施行している川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例は、条例名が示しているとおおり、様々な環境とエネルギー事業との調和を目指した条例でございますので、理念などは同じであると認識しております。

2点目、風力発電は、条例の有無にかかわらず、住民説明会が必須の条件と考える。そのため、条例制定前の川崎町でも、関西電力と緻密な話合いがあったと思うが、どんな内容だったのかとの質問でございますが、佐藤議員が令和4年9月会議において、風力発電計画の推移として、一般質問をされたときに回答申し上げたのをはじめ、議会全員協議会などで説明したとおおり、緻密な話合いはありませんでした。

これまで回答した内容と重複いたしますが、最初のコンタクトは、関西電力より「大字今宿・川内、その後は前川となりましたが、その山間地で67基の風車を設置建設する。今後も町に対して相談するとの説明があったのに対し、地域振興課は実施の可否も含め、計画がより具体的な内容になったら報告してほしい。事業規模が非常に大きいため、住民に対する説明が必要だと考えるとの回答をしました。

その後、詳細な説明や相談もないところで、環境影響評価法に基づく配慮書が関西電力により、調製されました。配慮書は、広く意見を求めることが法令で定めていることから、地域振興課に対し縦覧に付してほしい、自由に見られるようにしてほしいとの要望を受け、閲覧場所として提供するとともに、町の広報紙などで縦覧の周知をしました。その後、町内外より反対の意見が上がりました。そのため、法令では定められていない住民説明会の開催を、川崎町より事業者に対し強く要望し、開催に至りました。

これらの経過からも分かるとおおり、緻密な相談といえるものではなく、大規模な事業を進められる事業者なのかとの疑念が払拭できなかったことから、この計画に私は反対の意思表示をいたしました。

3点目、川崎町の条例改正は、その後、生かされているか、また今後どうするかとの質問でございますが、生かされていると判断しております。さらには、今回の経験も生きていると実感しています。条例制定後も、事業者、計画者より様々な相談をされています。必ず禁止区域や抑制

区域の話になるとともに、どのように事業説明会を進めるべきかとの意見交換がされています。

あわせて、大規模な事業については、当初より、私自身も地域住民と一緒に説明会に参加するなどしております。今後も、住民に寄り添った今の対応を変えることなく、様々な方と意見交換を行いながら、適切に条例を運用してまいります。

4点目、風力発電の町内適地について考えを伺うとの質問でございますが、基本的には、川崎町の条例において、禁止区域と抑制区域等に定めていない場所が適地となり得ると認識しております。しかし、禁止区域や抑制区域以外であっても、発電の事業種別や事業規模により、適地の捉え方が変わってくると考えておりますので、個別具体的に判断し、適切に対応していかなければならないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合は挙手願います。佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 今回の回答をお伺いしますと、法的なものがなかったんで、内容的には、事業者に対しては大体要望の段階で終わってしまったのかなと思います。法があろうとなかろうと、やっぱり川崎町、地元を守らなくてはならないんで、もっと関わりがあってもよかったんじゃないのかなと。その点は、今どうお考えになっていますか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） これまで何度も私は申し上げてきたと思うんですけども、こういった事業が必ずしも町にメリットがないということでもない。メリットがあるわけでもない。だから慎重に考えていきたいと思いますと議員の皆様にも申し上げました。

それで、説明会などにも私も全て出ていたわけですが、やはり事業者の方と接点を持ったり、アドバイスをしても、それに聞く耳を持ってくださらなかったことが多々ございましたので、何度も申し上げてきましたが、事業が始まったのではもう止められないというか、意見を聞いてくれないだろう。始まる前から聞いてくれないものが、何で始まったら聞いてくれるんだと私も思いましたので、皆様にお諮りする前に、反対の意思をしたところでございます。

まず、様子を、しっかり話を聞いて、事業者がどのような説明をするのか、あと先ほど佐藤議員もおっしゃったように、計画をもう少し変えればいいのではないかと私も思いましたし、そういったことも申し上げました。

しかし、そういったことに聞く耳を持ってくださらなかったんで、これではとても事業が始まったら、町民の皆さんのご理解を賜ったり、間に入って調整をすることはできないと判断して、反対の意思を取ったところでございます。

町民を守るために企業を受け入れて、法人税や固定資産税を頂く、そして税収を伸ばす、これ

も町を守る方策であり、また信頼できる事業でなければ反対する。これも町民を守る方法だと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 地球温暖化防止と、これは喫緊の課題になっております。そのための脱炭素社会実現のために、再生可能エネルギー、これは重要性が世界的に叫ばれておりまして、今回の風力発電はじめ、再生可能エネルギーの設置が世界的に急がれていると、この流れに県の路線は合わせていると考えられますので、当町は今後、県のこうした路線に合わせていくと考えているのか、お伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 昨年8月、知事を交えた県南サミットで、私は知事に対して、風力発電事業者の許認可法令をもう少し厳しいものにすべきではないか、そういったものを国に働きかけてほしいと申し上げました。そういった中で、知事はいろんな考え方を入れながら、国に対して働きかけをして、11月17日、総務大臣が再生可能エネルギー事業者を規制する宮城県独自の税金を新しく設けることに同意したところです。

全国で初めて大規模な森林開発を伴う場合、営業利益の2割を税負担していただくというものでございます。県のほうで知事が、全国に先駆けて、こういったことを認めてもらったわけでございますから、町といたしましても、それに沿って、県と歩調を合わせていろいろ協力し合いながら進めていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 先ほどの回答にもありましたけれども、町長は当初、中立だと、ここでおっしゃいました。それが反対運動が高まって反対、それは業者が説明不足、その他いろんな問題があるということだったようでございます。

しかし、これが実現していれば、川崎町にとって経済的メリットは大きかったんじゃないかという意見もたくさんあります。こうした経験を踏まえて、今後住民が一番大事でありますから、住民に納得してもらうために、今後どのように対応していくか、その考えをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 議会の皆様もいろいろ言うのは、風力発電をされている自治体を訪問したりしているようでございますし、我々もしっかり勉強していかなければならないと思っております。本当にどんな問題も、総論賛成・各論反対、そういった事業を展開しなければならないんだと言いつつ、国や政治家は各地域に対しては中立ということがございます。そういった中で、

判断するのは我々ではございますが、特に反対の運動となると、地域住民よりも周りの方々が来られて反対をしてしまう。地域の住民の皆さんとじっくり意見を交換をしたり、じっくりと事業者の方々と意見交換できないのが現実でございます。

正直、反対運動だけが外の人たちが集まって反対運動をされて、地域の人たちともっとじっくり話し合う時間がなかったり、接点がないのが現実でございます。

そういったことを踏まえながら、やはり丸森辺りでは賛成運動が起こったりもしておりますが、やはり、メリットとデメリットがあるんだということを踏まえながら、皆さんと一緒にそういった機会を設けたり、そういった機会を設けようとする意識を高めていかなければなりませんし、町民の皆さんにも、これまで以上に説明する機会をつくっていかなければならないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで、佐藤昭光君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、8番眞幡善次君。

【8番 眞幡善次君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 「発達障がい児の支援と今後の対応は」について質問願います。

○8番（眞幡善次君） 8番眞幡善次。ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

町では子育て家庭への経済的支援や相談窓口の設置など、子育てへの不安を少しでも解消できる環境づくりに積極的に取り組んでいますが、発達障がい児の抱える保護者が安心して暮らせるような受入れ体制を整えることが必要だと思います。

また、きめ細かな支援を行うためには、町の方向性を明確に示すことも必要不可欠です。

そこで、次の点についてお伺いします。

1つ、当町においての発達障がい児の人数を把握していますか。

2つ、町に受入れ先はあるのか。

3つ、児童福祉法に基づく、発達障がい児に対する町の支援体制と対応策は。

以上3項目についてお伺いさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 「発達障がい児と今後の対応」について、8番眞幡善次議員の質問にお

答えします。

1点目、川崎町において発達障がい児の人数は把握しているのかについて回答いたします。

発達障がい児とは、自閉症や注意欠如・多動症、学習障害など、脳の機能的な問題が関係して生じる疾患を持つ18歳までの児童になりますが、明確に線引きすることは非常に難しいとされ、実数を捉え切れないのが実情です。

参考として、療育手帳、知的障害児や知的障害者の方が、各種の支援を受けるために必要な手帳で宮城県が交付しております。この療育手帳の所持者は14名です。さらに、保健福祉課において、療育的関わりを持ち、経過観察をしているお子さんを加えると40名程度といえます。

2点目、町に受入れ先はあるのかについて回答いたします。

川崎町内で発達障がい児を受け入れている事業所などはありませんが、町外の放課後デイサービスへの支援や心身医療費助成、自立支援給付など、障害福祉サービスなどを利用していただくことによって対応しています。

3点目、児童福祉法に基づく発達障がい児に対する町の支援体制と対応策はについて回答いたします。

川崎町では、巡回コンサルテーション事業を通して、こども園、幼稚園、児童教室などにおいて、関わる職員が専門的な機関の指導の下、ノウハウを習得・蓄積しながら、気になるお子さんへの療育の質の向上を進めているほか、保護者へのきめ細かなフォローや専門施設との調整を行っています。また、町外の放課後デイサービスに通う家庭へは、移送サービスを提供しながら負担軽減にも努めています。

今後も引き続きお子さんに関わる保育、教育、保健、福祉機関などの綿密な横の連携体制を強化しながら、発達支援を行ってまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） ただいま町長の答弁にもありましたように、当町で把握しているだけでも17歳以下で40名とありますが、一応私が頂いたのには43名の発達障がい児がいるということを確認しました。

やはり発達障がい児を抱える親たちの負担を少しでも軽減できるように、町としても今まで以上の対策を取っていただかなければいけないと思います。現在、市町村といろいろな関係を持って、そういう問題を解決していつているという今の回答がありましたが、当町としてそういう施設を持つ考えはないのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 正直、今回眞幡議員の質問で、この問題について勉強させられました。話を聞けば聞くほど、やはり対応する側も大変だなど、いろいろな問題が絡んでいるなどということをつくづく感じました。そういった中で、施設を造れるかということ、担当課長からもいろいろ報告を受けて考えさせてもらったんですけれども、ほかの地域もなかなか踏み出せないでいるということを考えますと、やはり今の川崎町の現状では、その施設まではとても及ばないのではないかと。

ただ、眞幡議員がおっしゃるように、今まで以上にそういった連携する姿勢や、対応する人の質を高めるとか、施設を造るまではいかなくても、別な連携のシステムなどをもう少し強くやっていく、こちらのほうかなと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 児童福祉法の第33条の20で、市町村は基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保、そのほか障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとするという法律に基づいて、令和3年3月に、川崎町としてこういった第2期障がい児福祉計画という、こういう本を発行しております。

その中には、支援センターの設置、あるいはコーディネーターの配置、これをやりますということで書かれているわけなんですけど、実質的には、それが実行されていなかったということなんですけど、その点どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 8番眞幡議員の質問にお答えします。

計画にあります発達支援センターの設置、それから医療的ケア児へのコーディネーターの配備を計画にうたっているが、実施されていないのではないかと。今後どうするんだというお話だったんですが、まずは経緯をお伝えしたいと思います。

児童発達支援センターの設置、眞幡議員がおっしゃるとおり、残念ながら設置まで至っておりません。このセンターの件は、従来から仙南2市7町の枠組みにおきまして、柴田町内のむつみ学園に立ち上げを要望していた経緯がございます。ところが、構成市町になりますが、1市4町になりますけれども、業者間の様々な課題がありまして頓挫した状況が続いています。

当町は、当初から遠方ということもありまして、白石市内の県南生活サポートセンターアサナテという業者さんに、白石、それから七ヶ宿と連携しながら、面的整備も含めて受入れ機能の充足を打診協議しているところです。現在も地域自立支援協議会、こちらは仙南全市町の構成の協議会になりますが、継続協議中であるということをお伝えしたいと思います。

それからもう一点、医療的なケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター、こちらは、先ほど来話している仙南地域自立支援協議会を通して、専門医2名を既に配備して対応しております。

今後、発達児童支援センターをどうするんだということなんですが、今のところ仙南地域自立支援センターの協議を進めるとともに、現行で、先ほど町長も申し上げたとおり、現行のサービス内で、いかにブラッシュアップしながら、ご支援ができるかどうかを進めてまいります。

以上となります。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） ありがとうございます。

発達障がい児を抱える保護者は、非常に子供ために悩んでいる方がおります。先日行政報告会と申しますか、支倉台でもやっていただきましたが、その席でも、そういう意見が出たことと思います。子供の数が1年間に二十数名しか生まれないこの川崎町にとって、1人、2人だからいいんだというふうな考えでは、とんでもないことになってしまいますので、その点だけ十分気をつけていただきたいと思います。

やはり発達障がい児の皆さんの特性に合った学びの機会を提供するというところで、軽減されるとも言われております。やはり幼少期の教育・保育が非常に大切なんですよね。小学校に入学して、手厚い保護の下、学べる子供はまだ幸せなんです。小学校にも行けず、受入れ先も決まらないうで悩んでいる保護者がいることを、ぜひ認識していただきたいと思います。

町の保健福祉課をはじめ、かわさきこども園等でも親密に相談に乗っていただき、また真摯に対応していただいているということで、保護者も非常にありがたく感じている方は多いと思うんですが、とにかく受入れ先がないんだということで悩んでいる保護者がいるということを知っていただきたいと思います。

私も、先日仙南地域の自立支援協議会の会長のところに行って、2市7町の動向を聞いてきました。やはり、今、福祉課長が答弁したとおり、要は2市7町でも非常に問題を抱えているんだと。川崎がやっぱり先頭に立ってやってもらわないと進まないよねという話はしていました。ぜひその辺りをもう一度考えて、町長のこれからの対応策、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて、そういった学校にも行けず、どうしていいか分からない、そういった人たちがおられるということを再認識させられました。

それと、やはりこういった人を確保、確保という言葉はあれですけども、採用して対応していけばいいのか、職員の採用試験なんかもそうなんですけれども、なかなか人を採用することが難しくなってきた、そういった対応できる人が欲しいなと思っても、なかなかつかまえることができないのも事実でございます。

ただ、本当にセンターというものを立ち上げる以上に人を確保して、そういった方々と今まで以上に接点を持てるようなシステムをつくっていかなければなりませんので、眞幡議員おっしゃるように、そういった面にも改めて力を入れたり、予算をつくったりして、まず人を何とかして確保していきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これでは眞幡善次君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時55分とします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（眞壁範幸君） 通告第3号、2番佐藤清隆君。

【2番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 「児童教室の運営」について質問願います。

○2番（佐藤清隆君） 2番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

「児童教室の運営」について伺います。

当町では、各小学校に児童教室が設置されており、各校ともに約半数の児童が登録し、利用をしています。これは放課後、就労などにより、父母や祖父母が家にいない家庭で、対象とする小学校に在籍している児童について、遊びや生活の場を提供することで、仕事と子育ての両立及び児童の健全育成を支援する目的で設置されているものです。

また、長期休業及び学校休業日は朝から預かりを行い、子育て世代にとっては、今や仕事をを行う上で欠かせない施設であり、子供たちにとっても重要な居場所であるといえます。

現在では、共働きが当たり前になっており、いろんな家庭環境がある中においても、安心して預けられることはもちろんのこと、利用者のニーズに即した運営が求められ、これらが目に見える本来の子育て支援の在り方ではないかと私自身は思っております。

さらなる充実を図ることにより、その先には子育て世帯の定住や近隣自治体とのサービスの格差により流出なども考えられることから、子育てを支えていく児童教室の役割が今後ますます期待される場所であるといえます。

そこで、次の点について教育長にお伺いします。

1 点目、現在の運営体制はどのように行われているのか。

2 点目、運営体制の要望等による見直しは行われてきているのか。

3 点目、支援員のスキルアップを図るため、研修などは行われているのか。

以上3点をお聞きします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 「児童教室の運営」について、2番佐藤清隆議員の質問にお答えいたします。

1 点目の現在の運営体制はどのように行われているかとの質問であります。議員ご承知のとおり、川崎町におきましては、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業といたしまして、各小学校単位に川崎児童教室、碁石児童教室、今宿児童教室を設置しております。

各児童教室の定員及び登録児童数ですが、10月末時点で川崎児童教室が定員120名に対し、登録児童数106名、碁石児童教室が定員38名に対し21名、今宿児童教室については定員50名に対して28名の合計155名が児童教室を利用しています。

利用時間ですが、各教室で通常日といたしまして、月曜日から金曜日は授業終了後から午後6時まで、月に1回の土曜開室が午前8時から午後6時まで、夏休みや冬休みなどの長期休業日についても、午前8時から午後6時まで、それぞれ保護者の事情により30分の延長が可能となっております。

次に、業務に従事する支援員につきましては、川崎児童教室が11名、碁石児童教室が2名、今宿児童教室3名の合計16名で、いずれも町が業務を委託しております川崎町社会福祉協議会の職員であります。

2 点目の運営体制の要望等による見直しは行われてきたのかにつきましては、最近の見直し事項といたしまして、先ほどの回答の中でも触れさせていただきましたが、保護者の就労形態の多様化や子育て支援の一助として、令和4年4月より、これまで午後6時までとしていた開設時間を、保護者の事情により30分延長することができるように見直しを行っております。

3 点目の支援員に対し、適切にスキルアップなど研修を行っているかにつきましては、最近、保育上の課題となっております発達障害の一つ自閉スペクトラム症への理解をはじめとして、そ

の症状を有する児童やその保護者との向き合い方、支援の在り方などに関して関係機関との連携を図りながら、支援員同士の自主的な勉強会のほか、柴田郡内の児童館等で組織する地域研修会にも参加し、理解を深めていただいているところです。

また、かわさきこども園内で運営している子育て支援センターが主催する様々な親子行事等にも協力をいただき、幼児と保護者の触れ合いを通じて、保護者との関わり方などを学んでいただくとともに、支援員としてのスキルアップに努めていただいております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） ただいま答弁いただきましたが、運営体制について再質問させていただきたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたとおり、この児童教室事業、平成23年から社会福祉協議会さんに委託し、運営をされているということでお聞きしております。この運営に携わる支援員について、いろいろ調べてみましたら、条例で次のように定められているようです。

健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理感を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなくてはならないとあります。また、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとあります。まさにこれは、保育士さんや教員と同じように、児童支援員には非常に重要な役割が求められていると私は思っております。

これだけ高い専門性が求められていながら、当町では、運営を委託して行っていますが、昨今、町の予算、いろんな委託費が、物価高騰や人件費の高騰を理由に上がっている中において、今年度の委託予算を見ても前年度とほぼ一緒であり、私が調べた令和元年度以降の決算を見ても、ほぼほぼ同額であります。

先ほどの答弁にもありました、昨年度からは時間の延長などのサービスの向上に取り組むなど、もちろん委託先である社会福祉協議会さんの努力によって、同額の委託でやっていたということは、町にとってはすごく良いことかもしれませんが、事業の質を上げるため、また支援員の意識の向上を図るためには、私の中では委託費イコールほぼほぼ人件費だと思われませんが、上げていかななくてはならないのではないかと思います。教育長の考えをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） お答えいたします。

令和3年度、令和4年度、令和5年度、いずれも委託費を見ますと約4,000万を超える金額になっております。その中で人件費につきまして、社会福祉協議会のほうでも事務費や事業費など、

大分工夫をしていただいて、人件費に充てる部分を幾らかでも増やしていただけるように中の資料を見ております。

その中で実際に働いている先生方の給与につきましても、令和3年度から見ますと令和4年度、令和5年度、2年間かけて常勤職員、非常勤職員も各年度合計しますと3%ずつの給与増になっているのかなというふうには捉えてございます。

今ご指摘ありましたように、今年度各全国的な労働者の賃上げというような話が出ておりますので、今まさしく来年度の予算編成について動いているところでございますので、そのような状況も踏まえながら、賃上げについてどのように捉えていったらいいのか、町長とも相談しながら対応しなければならないというふうに考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 佐藤清隆議員の質問にお答えします。

教育長が申し上げたとおりなんですけれども、社会教育のほうの理事長からは、この分野に限らず、ほかのスタッフのほうもなかなかハードな仕事をしているんだと、ぜひとも人件費のことを考えてくださいということで、3か月ぐらい前に陳情に参りました。

やはり、ハードな仕事はどこの分野もやっていますので、その点については、とにかく人件費は上げるというようなことでやっていかないと、放課後児童教室の支援員だけに限らず、ほかの分野の方々にも、やはり少しアップしていかなければならないだろうということで、理事長のほうからも要望をいただいております。

こういったご時世でございますから、人をしっかりと確保していくためには、そのことが大切だと思っております。

それから、この採用については、以前も町は関わっておりません。社協でやっておりますから。ただ、広く募ってほしいということは申し上げておりました。誰がどのように採用しているかというところが不透明でございましたので、とにかく採用するときは広く声をかけて、その中から選んでほしい、そのようなことは申し上げております。改めて、佐藤議員のおっしゃるとおり、ベースアップは必要だと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 答弁いただきましてありがとうございます。

支援員の確保という点からも、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

ます。

今の質問とちょっと関連するんですけれども、この今の運営体制、委託ということでやっていたのですが、近隣の自治体の運営方法、関連してちょっと私が調べてみました。柴田郡内全て公設公営で運営しております。一部、大河原町だけは一部の施設で民間に委託してやっていると。隣の町の蔵王町でも公設公営で運営しております。やはりこれだけの高い専門性を求めるのであれば、今後は町も公設公営で運営し、関係機関と連携しながら、より良い養育環境を整備していく考えも、一つ考えとしてはあるのかなと思います、今後の考え方を教えていただければと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 公設公営ということでご質問いただきましたが、現在の児童教室、公設公営であるという認識をしてございます。実は幼児教育課長が3か所ございます児童教室の室長を兼ねております。そして全ての児童教室の運営に関わるような形で、例えばですけれども、毎月開かれる児童教室での職員会議に顔を出し、課題やその改善方策などについて情報を共有したり、運営についての様々なアドバイスをしたりということで常々関わりながら、必要なものは教育委員会全体でも情報の共有をしているというところがございますので、公設公営でありながら、一部を社会福祉協議会に委託をしているという認識で捉えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 運営体制の時間の延長の費用負担について質問させていただきたいと思っています。

先ほど答弁で昨年度令和4年度4月から時間を従来の18時から30分延長して、18時半までというような答弁をいただきました。これについては、町外に勤務する親御さんにとっては時間的に余裕を持ってお迎えに行けるということは、非常によかったなというふうに私自身は思っております。

一方で、延長に伴う料金は徴収しないというお話は聞いておりますが、負担がないことは保護者にとってはいいことですが、どういった経緯でこの費用負担を求めないのか、お聞きしたいと思います。

ほかの自治体を見ても、この延長に伴う費用というのは徴収しているようですし、また当町のこども園の場合ですと、延長に伴う費用というものは負担が発生していることから、平等性の観点からも少額であっても徴収すべきではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） お答えいたします。

今回の延長するようになった経緯でございますけれども、令和3年の秋口だったと思いますけれども、当時の保護者の方、母親何名かでどうしても遠距離間、1時間ぐらい通勤に時間がかかるので、途中の道路事情、あるいは勤務時間が5分、10分遅くなると6時までに迎えに来るのが大変難しいというようなお話を頂戴いたしました。

その中で、実際に迎えに来る保護者の方、あるいは祖父母の方が何時ぐらいに迎えに来るんだろうか、時間を過ぎて来る家庭はどのぐらいあるんだろうかという調査を1週間ぐらいやりました。

その中で、時間を過ぎて迎えに来た家庭が数世帯あったわけですが、時間をオーバーしているのが5分、10分、15分ということで、非常に僅かな時間でございます。その中で、それではこども園と合わせて30分の時間延長しましょう。そうしますと保護者の方が、清隆議員からございましたように、途中、時間だからといって気持ちを焦ることなく迎えに来られるというような安心感もあります。そういう格好にしていきたい。

そして、保護者の方に話を聞きますと、できるだけ早く迎えに行って子供を家庭に連れて、家庭で過ごさせたいんだと。だから、6時半に延長になったから6時半に迎えに来るというのではなくて、万が一のために6時半まで預かっただけとありがたいということで、実際、今現在も6時10分、15分ぐらいには迎えに来ている家庭がほとんどだというふうに聞いてございますので、延長料金は取らずに、子育て支援を担う、町としての子育て支援策の一環を推進できればということから、延長保育料は、利用料金は取らないという方針で進めてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 今、教育長から答弁があったとおり、やはり当町の場合ですと通勤に時間を要する保護者の方々が非常に多くいらっしゃる私は認識しております。私も、こども園に子供を預けておりますが、その辺はすごく理解しておりますが、まず、こども園に行きますと、登園時間を記載させていただいて、帰りの時間、予定時間、それを記載させていただくようになっております。

それを見ていますと、結構7時台に預けている親御さん、結構いらっしゃいます。これは私の後輩もそうですけれども、一番遠いところでは福島県の相馬市まで通勤している後輩もいます。周りの方でも仙台市の泉区、宮城野区といった遠方に通っている親御さんも結構いらっしゃるのを知っております。そういった方々が、きっと早い時間から子供を預けているんだろうなというふうに私は思っております。

しかし、小学校に上がると、長い休みであれば8時からしか今現在預け入れることはできません。こども園の受入れ状況から見ても、この前倒し受入れというものを検討していく必要があるのではないかと思います。見解をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 保護者の方、子供たちを迎えに来たときに、支援員の先生方と、その日の様子であったり、今話しましたように、いろんなお願いごとなどをされていく機会もあるというふうに捉えておりますけれども、その中で、長期休業中の8時開始というのを前倒ししてほしいんだという意見は、そんなに私のところには届いておりません。

現状を見ますと、子供たち7時45分ぐらいには、園のほうに来て、8時にしか児童教室のほうは開けませんので、ちょっと待ってもらってというような形で、職員も8時前には出勤はしてございますけれども、今のところ現状8時という方向で、時間を繰り上げてというところまでは考えてございません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 今回の令和4年度から始まった延長を希望する親御さんがいらっしゃって延長に至ったというお話ですが、保護者それぞれ就労実態が違うということもありますので、毎年、利用者のニーズの調査、需要の把握など、これ定期的に行う必要があるのではないかと思います。その辺どう展開されているのか、お聞かせください。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 私ども3つの児童教室の一つの良さは、保護者の方と顔が見える、そしていろんな話を気軽にできる、そういう良さが、町の児童教室の良さの一つだと思っております。

ですから、声が大きくて複数から上がってくれば必要に応じて何かの実態調査を、内容を整理して行うということもございますけれども、今は保護者の方といろんな話を直接短い時間でもしながら、いろんなお考えを聞かせていただいているという現状がございますので、定期的な何かを調査してニーズを把握するというところまでは考えてございません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 先ほどの答弁で、今現状、土曜日月1回だけ開設しているというお話をお聞きしました。近隣の自治体、土曜日の開設状況を調べてみましたら、常に開けているところが多いようでした。

仙台市、大河原町、柴田町などは常時土曜日を開けているような状態です。その中でも大河原

町を調べてみましたら、放課後児童教室、平日は4か所で行っているようですが、土日だけは1か所だけ開設し、そこに集約して利用者を募っているというようなお話を聞きました。その中でもやはり職員の手当てといたしますか、配置が非常に難しいなというお話も聞いております。

令和3年度に所管事務調査で、その際も月1回開いているというお話は聞いておまして、その際も利用人数が2人もしくは3人ぐらしかいなかったというお話を聞いていますが、保護者の中から、常に土曜日の開設を求める声が上がっていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 今、佐藤清隆議員からもございましたように、土曜日の利用、ここ直近の様子を聞きましても、二、三名であるというふうに捉えております。

そして、保護者のほうからも、土曜日開催について声も上がっていないという現状を踏まえますと、現状どおり月1回の開催という形で継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 最後に、町長に質問し、再質問を終わりにしたいと思います。

3日前の日曜日、全国紙の社会面に大きく、この放課後児童教室の支援を行う学童職員の記事が、こんな見出しがついて大きく取り上げられていました。

「学童職員足りない 低い給与に不満 人材流出 非常勤頼み 質の確保課題」と出ており、当町にも当てはまる場所があるのかなと感じました。

今回の児童教室について、子育て支援の充実、体制の整備、働き手の確保、待遇改善、職員の質の確保など様々な観点からも見直しが必要ではないかなというふうに感じております。

記事の中にはこんなことも書かれていました。行政が学童保育をおまけの政策と捉え、経営してきたことに原因があると。保育園と同じように、子育て家庭にとっては不可欠で少子化を食い止めるためには予算を投入する必要があると。もちろん、この記事が全てではありませんが、当てはまる場所もあるのかなというふうに思っております。

子育て支援を行い、健全育成と居場所の確保、専門性を求める受入れ体制の充実は、当町のこども園と同じように、安心して預けられる場所として考えていく必要があるのかなと思います。こども園を利用している保護者の一人としても、同様の行政サービスを予算を投入し、児童教室にも行うべきと考えております。これらを踏まえて、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員の質問にお答えします。

先ほどの眞幡議員の質問でもお答えしましたが、やはり、ほかの町がどういうことをやってい

るか、いろんな機会を捉えて、いいところはそれに倣う、改良していく、これは大切なことです。

やはり今回改めてほかの町がどのようなふうに行っているのか。もちろんスタートは、放課後というのは子供同士の中で遊んだり、リーダーがいて、ドッジボールをやったり、ソフトボールをやったり、我々の時代はそうでした。誰も子供たちが活動するのに大人は入っていない時代でしたが、今はこういった時代になりました。

塾や習い事を行っている人以外をどのように支援していくのか。そういったことも含めて、こういった児童教室ができてきたんだと思います。時代の流れであります。

そういった中で、一番考えるのは、先ほど申し上げたように、どうやって人を確保するのか、待遇面を改善するだけでいいのかも含めて、やはりしっかりと捉えていかなければならないと思っています。

子育て支援、やってきたつもりではございますが、もっと原点に戻って進まなければなりませんし、また、ほかの政策との整合性もあります。いずれにしても、しっかりと勉強をし直して、川崎町にとってどのような政策を充填していけばいいのか、補填していけばいいのか、考えなければなりません。

一般質問で皆さんから出される意見を真摯に受け止めて、改良すべきは改良する。もっと手当てするところはする、これが原点でございますから、本日の皆さんの意見をしっかりと受け止めて、こういったところで力を入れていけばいいのか、改めて考えていきたいと思っています。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第4号、11番佐藤新一郎君。

【11番 佐藤新一郎君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 「職員等に係る役場駐車場使用料を検討せよ」について質問を願います。

○11番（佐藤新一郎君） 11番佐藤新一郎です。ただいま議長より質問の許可を得ましたので、「職員等に係る役場駐車場使用料を検討せよ」ということで質問をさせていただきます。

現在、役場裏駐車場は舗装工事が行われ、役場周辺駐車場がきれいに整備されております。より駐車しやすい環境になることは、利用するものとして気持ちよく駐車する配慮に賛同するものであり、イベント等で町民の方も利用しやすい環境となりました。

さて、駐車場利用に当たり、平日は町職員が主に通勤のための駐車場として使用していますが、役場裏駐車場は、私有地を借用し、町が地権者に賃貸料を支払っている現状であります。町民が公共の施設等を利用する際、使用料を支払いながら、地域コミュニケーションとして利用してい

ますが、役場駐車場も公共の場という観点から、日々利用する職員や、我々議員等も月額で利用しているという官民の公平性が必要ではないかと思われま

す。役場駐車場だけではなく、公共施設に従事する職員も同様と認識し、賃貸料の足しになればと考

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 「職員等に係る役場駐車場使用料を検討せよ」について、11番佐藤新一郎議員の質問にお答えします。

職員等に係る役場駐車場使用料を検討せよとの質問ですが、まず初めに、役場裏の駐車場用地について説明いたします。

役場裏の駐車場に利用している土地は、2人の所有者から借地しており、宅地4筆、合計面積3,418平方メートルです。用途は、防災倉庫用地、バス2台の車庫用地、道路維持管理用の資材、車両、倉庫用地、それから一般廃棄物を回収、整理するための資材などの倉庫用地、加えて公用車24台の駐車場、冬の間を使う除雪機械2台の駐車用地、そして普通車両78台の駐車用地として

いるところです。普通車両78台の駐車用地については、議員ご指摘のとおり、ふだんは職員が通勤車両を駐車しておりますが、イベント開催や、来庁者が多く見込まれる場合においては、職員の駐車場の制限を行い、一般来庁者の駐車を優先しているところです。例えば昨日議会がございました。婦人会の視察研修がございました。婦人会の方々31人集まるということで、職員は駐車をせず、裏の駐車場を空けて、婦人会の皆さんどうぞ止めてくださいというようなことをやっているところでございます。

議会があつて何かちょっとしたことがあるともう前の駐車場はいっぱいになりますから、その都度、裏の駐車場を職員が空けて皆さんを誘導しているところです。ちなみに、今年1月から11月までの職員の駐車制限日数は60日を数えるところです。中でも確定申告は35日間ありますので、その期間も職員は遠くに止めて歩いてきているところでございます。

駐車制限日においては、川崎中学校や裏丁コミュニティセンター及びこども園の駐車場のうち、利用可能な施設の駐車場に、通勤車両を駐車しているところです。また、役場をはじめとする職員の勤務先は、公共交通機関による通勤が難しいため、マイカー通勤は必要不可欠であると考えております。

役場駐車場使用料を検討せよとの質問ですが、職員の駐車は一般来庁者の利用が見込まれない、ときの駐車であること。職員のマイカー通勤が必要不可欠であるが、付近に駐車場がないこと。さらに、職員の福利厚生などを考慮すれば、今のままでの駐車場利用が妥当なものと考えておりますので、ご理解を願います。

このたびの佐藤新一郎議員の質問で、こういったことで職員がいろいろ調整している、またイベントや会議の研修の際は、駐車場の誘導などもやっているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 答弁ありがとうございました。

町長、私も再質問事項にも上げておりましたんですけども、この契約の地主とか面積も、町長はもう身に染みて分かっていたと思います。私は同感でございます。

それで、借用した経緯とかをお伺いしたいと思います。また支払い、年額は幾らなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（佐藤邦弘君） 借用した経緯とのことでありますが、かなり昔のことだと思われま。既存のバス車庫用地、または建設課の倉庫用地ということでお話をさせていただいておりますが、あの建物は多分昭和40年代、もしくは50年代に建設されたということで思いますので、はっきりした時期、経緯というのは分かりませんが、当然あの建物なり何なりが建てる必要があつて、借用しているものというふうに思っております。

あとは借用金額とのことでございますが、現在は先ほど言った3,418平米、年額で160万1,000円ということで借地している現況でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 今後も買収しないで賃借料といいますか、払っていくというような考えでよろしいのですか。ちょっと、町長に。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて160万ということで、佐藤新一郎議員が、少し駐車料金を頂いた方がいいのではないか、そして足しにした方がいいのではないかというのを、ごもっともだなと思っ

今のところ、私としては、このままでいいのかなと思っております。買いたいという相手は高く言うものですから、でもこのように長い年月、大きな金額を投入しているわけですから、や

っぱり、地主さんとも意見交換をさせてもらって、ここをずっと使っていくわけですから、佐藤議員がおっしゃるように、意見交換をする必要はあると思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） これまでこの駐車場について、苦情などはあったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（佐藤邦弘君） 先ほども町長が答弁したとおり、一般来庁者、町内外問わず何か大会があれば、そちらを優先して駐車をいただくということでやってきております。ですから、一般来庁者の方、前も裏もいっぱいになるということもなくなってきましたので、そういうことでの苦情は一切ございません。

ただし、安全に私どもは駐車誘導する関係から、かなり多めに川崎中学校なり誘導をするものですから、逆に利用があんまりされなかった場合なんかは、職員のほうから苦情ではないんですが、ここまで移動を制限することをはなかつたのではないのかな、なんていうことは度々総務課はご指摘を受けているところですが、あくまでもいっぱいになってしまったんでは、どうにもなりませんので、安全に誘導させているというところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私は、駐車場誘導の職員を多く、言葉は悪いんですけども、かり出したり、あと多くスペースを取るようにはしております。町長室から見ていると、いろんなイベントのとき、前で右往左往したり接触したりするときがあるんですね。それで、特にシニア大学など、高齢の方々が集まる時は、やはりある程度広いスペースで駐車してもらわないと、研修会やイベントに来て、事故に、接触事故を起こしたんだというんでは何もならないので、多めに駐車場を裏で確保しているところでございます。

あんなに空けたのにあれしか来ないのかというときもあるのはあるんですけども、やはりどのぐらい車が来るのか予想できないもので、特に歴史フォーラムなど、遠方から多くの高齢者の方が歴史に興味を持って集まってくるようなときは、とにかく職員を配置して誘導したりしておりますので、そういった面ではちょっと、こんなに空けたのにというのは度々あるかもしれません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） 本当に職員の方、執行部の方、本当にそういうイベントとかいろんな

ことに対して、そういう配慮をしていただいていることに対して感謝したいと思います。

これでこの160万近くの賃借料というのを払っておるわけなんですけれども、これは公金から支出しているもので、職員にも多少なりとも負担を求めることで、気持ちよく職員も利用できるものと思われませんが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） せっかくこういった提案をいただきましたので、課長会議などでいろいろ意見交換しながら、やはり、課長たちから賛同の意見をいただければ、導入したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤新一郎君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第5号、6番沼田長一君。

【6番 沼田長一君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、「セントメリースキー場の撤退」について質問願います。

○6番（沼田長一君） 6番沼田長一です。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

近年、地球温暖化が進んでおり、降雪量が少なくなっています。直近の3か月予報でも、今年も暖冬傾向であるというような報道がされています。また、高齢化と少子化が進んでいます。若年層については、このような状況からレジャー活動の内容にも多様化している状況でございます。このような状況から、経営に対するリスクが増加していると考えます。

オープン以来33年経過しており、川崎町をPRする広告塔としての役目は十分果たせたのではないかと感じております。多額の財源を投入してまで経営を存続することに、私は個人的に疑問を感じております。スキー場の経営について、今後の町長の考えをお伺いいたします。

1つ目、スキー場の撤退については、どのように考えているのか。

2つ目、税収が減ることが予想される中、経営の存続は可能と考えているのか。

3つ目、指定管理者の現契約が終了する、その後の再延長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 「セントメリースキー場の撤退」について、6番沼田長一議員の質問にお答えします。

1点目、スキー場の撤退についてどのように考えていますかとの質問でございますが、スキー場指定管理者施設に限らず、川崎町にとって不利益と判断される施設であれば運営をしないという選択をする必要があると認識しております。また、雪不足の事態となれば、適切な時期に撤退の判断をする必要があるとも理解しております。

2点目、税収が減ることが予想される中、経営の継続は可能と考えていますかとの質問でございますが、現在のように辺地対策事業債を有効に活用しながら、施設の維持管理を行っていけば可能だと判断しております。

3点目、指定管理者の現契約が終了後の再延長は考えていますかとの質問でございますが、現在の指定管理期間の終わりは、令和7年5月31日までとなっております。この今の時点において、再度指定管理者施設として運営していきたいと考えております。

しかし、先ほど申し上げたように、雪不足が続き利用者が減少し続けるようであれば、撤退の判断をする必要があると考えております。

さて、現在の指定管理期間を2年に短縮した一番の理由は、スキー場の運営状況を、議員の皆様へ報告し、今後の方針などに関しご意見を賜りながら、適切に管理運営を行っていく必要があると判断したことによります。

2年という短い期間ではございますが、2年ごとに、いや逆に言えば毎年のように、スキー場のことを考えていかなければならないというところでございます。引き続きスキー場の運営に関し、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。沼田長一君。

○6番（沼田長一君） ただいまの答弁で、辺地対策事業債を有効に使っていけばというような答弁がございましたが、確かに辺地事業債というのは8割方が、国のほうから地方交付税として交付されて補填されるわけですから、ほかのものに比べて有利であるというのは私も理解しております。

しかし、残りの2割については、3年据置きとか、据置き期間はありますけれども、その償還期間を含めると、約30年近くまで返済していかなければならないということで、この件については、例えば今年この辺地債を利用した場合、約30年後まで返済していかなければならないということで、我々が借金したツケを、次世代までツケを回すことになってしまいます。

やはりそういうことですので、早めに借金を減らして、次世代に任せていくというのが我々の今の役目かなと感じております。町長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 沼田議員がおっしゃることはもっともだと思っております。

ただ、この辺地債というものは、やはりどこにでも使えるものではなくて、辺境の地、辺地だということで、笹谷でありますとか、青根でありますとか、限られた地域を発展させる、そのための制度でございます。そういった形で、多くの先輩方がこの辺地債を充てながら、スキー場を維持管理してきたところでございます。

沼田議員がおっしゃること、ごもっともではございますが、まず、今はこの指定管理の期間、一生懸命守って夏のシーズンを乗り切って、冬のオープンに向けて頑張っておられる方々がおられます。そういった人たちの努力を認めつつ、やはり雪が降ることを祈っているというのが、正直なところでございます。

ただ、本当に沼田議員おっしゃるように、温暖化も進んでおりますし、これ以上、温暖化で雪が降らない場合は、事業者の方に多くのお金をお貸しすることもできませんし、また返済することもできませんので、その折は撤退せざるを得ないとも思っております。ただ、今はすぐ近い将来撤退するということは、皆さんに働きかけるところではございません。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○6番（沼田長一君） 今すぐに撤退するということは、私個人的にも難しいことだというふう感じておりました。

今回質問させていただいたのは、やはりそういう時期がいずれ来るものだろうということで、本腰を入れて検討していただくための布石になればいいかなというふうな思いで質問させていただきました。

先ほどもお話ししましたけれども、夏場の営業体制の見直し等を含めて、今後冬場の営業も含めて、本当にドラスティックな改善計画を立てた上で実行していかないと、雪の問題はもちろんでございますけれども、そのほかの今の経営体制では、ちょっと雪が降っても難しいんじゃないかというふうに思いますので、やはりその辺の抜本的な再建計画を十分立ててやる必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私も議員の時代は、スキー場は撤退すべきだということを申し上げておりました。沼田議員と同じ、すぐやめられるものではないということは分かっているけれども、やはり疑問を持っている人もいるんだよ。そしてまた、多くの予算を投入していることは大丈夫なんだろうか、それを町民の皆さんに提起しなければならないという思いで、一般質問を何度かしたところでございます。

何度も繰り返しますが、沼田議員おっしゃるとおり、今の辺地債を令和4年度から8年度まで、5年間で2億3,000万、年間にしますと4,600万ほど充てるわけでございますから、本当に大変な金額をスキー場に充てているところでございます。もちろんリフトの維持、事故があってはとんでもないことになりますから、安全にリフトを運営しなければなりませんので、メンテナンス費用がかかるのも当然でございます。

ただ、やはり私も事業をやっている方々と何度も意見交換しておりますが、まずとにかく雪が一番ですので、いろんな形の計画ももちろんではございますが、そういったことも踏まえまして、やっぱり事業者の方々とも意見交換を続けていきたいと思っております。

一番もちろん不安になっているのは、事業者の方であることも事実でございますので、事業者の方々も不安を抱えながら運営しているというようなところも申し添えさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開は1時10分とします。

議長ありがとうございます。

午前11時55分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番佐藤新一郎君から、所用のため午後の会議を欠席する旨、届出があります。

○議長（眞壁範幸君） 次に、「学校建て替えについて」質問を願います。

○6番（沼田長一君） お昼休みで休憩した後で、また新たな気持ちで質問させていただきます。

9月会議の要望を受け継いで、学習環境施設の計画的な整備が必要という、議会からの意思表示がありました。また、決算総括質疑においても同様の質問があり、町長からは、川崎小学校の建て替えを早急に進めていくという答弁をいただきました。改めて町長の考えを伺います。

児童生徒の学習環境、修繕費用、管理費などの経費抑制メリットが多いのは、小中一貫校ですが、一貫校導入には、まだまだ課題が多く、時間と費用を要すると考えます。建て替えを早急に進めようという町長の考えの中に、小中併設校の考えはあるのか。

2つ目、児童生徒の減少で、統廃合後早急に進める必要があると思います。修繕費用、管理費用削減のためにも、タイミングが必要と考えます。優先順位をどのように考えていらっしゃるのか、町長のお考えを伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 沼田議員の質問にお答えします。

1点目の川崎小学校の建て替えにおける小中併設校の考えはどの質問であります、10月に行いました川崎小学校の建て替えに関する議会全員協議会において、議員の皆様から、小中別々の学校が望ましい、あるいは小中一貫校が望ましいなど様々なご意見をいただきました。

川崎小学校の建て替えをできるだけ早く行いたいという考えに変わりはありませんが、現行のような小中別々の学校、また小中併設校、小中一貫校、義務教育学校なども検討対象の一つであると捉えております。

現時点では、川崎小学校をどのような形で建てかえるかは未定ですが、これから、議員の皆様や、町民の皆様のご意見を伺いながら、それぞれの良さや課題などを調査検討していかねばならないと考えております。

2点目の児童生徒数の減少に伴う統廃合と川崎小学校の建て替えについての優先順位はどの質問であります、川崎小学校の建て替えと学校再編統合の課題は、本来別々の問題ではあります、川崎町においては、両方の課題を関連づけながら対応していかねばならないと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。沼田長一君。

○6番（沼田長一君） ただいまの答弁で、川崎小学校の建て替えを最優先にというお話でしたが、川崎小学校建設までに、例えば10年のスパンを取ったとしてください。その10年後には、川崎中学校、またその10年後には役場本庁舎、またその10年後には、川崎病院というふうに、そのような施設の更新をしていかねばならないというふうに考えております。

私がなぜ併設校というお話をしたかといいますと、小学校と中学校を同じ建物の中で建ててしまえば、中学校の次の10年の分は役場の庁舎、あるいは病院というような計画的に進めていくためにも、中学校を早まるかもしれませんが、その後のことを考えれば、一気に小中学校を一つの校舎で勉強させるような環境をつくるというのが、先を見たときに、将来的には物すごく町の負担を軽減するのに、大きな役に立つのではないかなというふうに感じます。

1校当たりの単価にしますと、2校ですと倍かかるわけですが、一つの校舎にしてしまえば、全てが倍の費用がかかるということはないと思っております。そういう意味で、費用、期間を考えた場合、併設校ということで、同一校舎での建て替えのほうが、何かと有利ではないかと私は考えております。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 沼田議員の質問にお答えします。

あくまでもスタートは、川崎小学校が一番傷んでいるという話でございました。そういった中で、どのように建て替えをしていくか、これから検討していかなければなりません、あくまでも、先日の全協が一番最初のステップでございます。皆さんからいろんな意見を賜りました。午前中の議会でも、眞幡議員さんからいろいろご意見を賜って、1年間に30人の子供なんだ。生駒議員が中学校の頃は1学年8クラスもあった。私たちの時代は6クラスもあった。それから比べると1クラス分しかいないわけですから、やはり人数的にそんなに大きいもの、規模的に大きいものを建てる必要もなくなっているわけですから、やはり一つの建物に小学生や中学生を入れることは可能なわけでございますから、そういった意味でも、どこにどのように建てていくのか、これから検討委員会を開いて、たたき台をつくっていかねばなりません。

3月議会で皆さんから要望決議いただきました町民の声を聞きながら、社会情勢や人口推移をはじめ、あらゆることを想定し、教育環境整備に努めてください。そういったことを踏まえながら、とにかく早くたたき台を皆さんと一緒に出していきたいと思っております。

本当に中学校も傷んでおりますから、そういったことを踏まえながら、いろいろ検討していかなければならないと思っています。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○6番（沼田長一君） それでは、統廃合のことについて質問させていただきます。

9月14日に我々議員が小中幼稚園含めまして、保護者の方と意見交換会を行いました。その中で一部の保護者から、中学校の部活に関する意見が出てまいりました。スポーツの部活の中で、大会に出場する場合、部員数が足りなくて、よその市町村の中学校と混合チームを結成して参加しているということです。その一部の保護者からなんですけれども、町内に2つある中学校を早めに統合してもらえれば、数ある部活の中で単独のチームとして参加できる部活も出てくるんじゃないかということで、統合を急いでほしいというような意見もありました。

この意見について児童生徒のことを考えれば、この統合というものを、校舎も大事ですけども、こっちのほうも重要だというようなことで、町長のほうから答弁がありましたけれども、やはり統合のほうを先に進めるという方法もあるんじゃないかというふうに思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 沼田議員の質問にお答えします。

私も議員のときに、川内、本砂金、支倉、青根の学校を閉校するというので説明会、町長たちが各地域を回って説明しているのを聞いておりました。早急に統合すべきだという方もおられ

れば、やっぱり地域に学校がなくてはならないと言う方々もおられます。やはり皆様のご理解を賜って進めていかなければなりません。

確かにそういった部活動のこともございますが、まずはやはり地区に出向いていろんなことを説明していかなければなりません。教育長ともしっかりと案を練って、やっぱりそういったことを、もちろん議会の皆様に賛同いただければ、区長の皆様に賛同をいただかなければなりませんので、ただ本当にそれだけ少子化が進んでおるわけですから、やはり統合を急がなければならぬということは事実だと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで沼田長一君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 12 分 散 会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
